

令和2年度 障害福祉サービス事業所職員 奨学金返済・育成支援事業概要

1 目的

若い世代を対象とした職員の確保・育成・定着支援を充実させ、質の高い障害福祉サービスを長期的に提供することを目的とする。

2 事業概要

障害福祉サービス等事業所が常勤福祉・介護職員（有期雇用を除く。）として採用した新卒者等を育成計画に基づいて育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、在学中に奨学金の貸与を受けた者に対して奨学金返済相当額を手当として支給する場合に補助する。

3 対象事業所【Q&A：8～16】

令和2年4月1日現在、次の二つの要件を満たす、下表の障害福祉サービス等を提供する都内の障害福祉サービス等事業所

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得（※1）
- (2) 対象者が、介護福祉士を受験する場合は「介護職員初任者研修」、「実務者研修」、「介護福祉士資格」3つ全ての、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師を受験する場合は、それぞれの試験の資格取得支援制度を有する（※2）。
 - （※1）介護保険サービス事業者における「介護職員処遇改善加算」とは異なる。
 - （※2）令和2年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の令和2年4月1日以降の資格取得を対象とする場合（令和2年4月1日に遡及して適用する場合は、本事業の対象となる。

対 象 サ ー ビ ス			
居宅介護	短期入所	就労継続支援(A型)	医療型児童発達支援
重度訪問介護	重度障害者等包括支援	就労継続支援(B型)	放課後等デイサービス
同行援護	施設入所支援	共同生活援助(指定共同生活援助)	居宅訪問型児童発達支援
行動援護	自立訓練(機能訓練)	共同生活援助(日中サービス支援型)	保育所等訪問支援
療養介護	自立訓練(生活訓練)	共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助)	福祉型障害児入所施設
生活介護	就労移行支援	児童発達支援	医療型障害児入所施設

※ 国又は地方公共団体が設置する事業所は除く。(指定管理者が管理するものは対象)

※ 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する「基準該当障害福祉サービス」、同法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」は除く。

※ 児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する「基準該当通所支援」、同法第21条の5の17第1項の規定による「共生型障害児通所支援」は除く。

4 対象者【Q&A：17～39】

次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、対象事業所に在籍する常勤福祉・介護職員（有期雇用を除く。）とする。

- （１）令和２年１月２日から令和３年１月１日までに補助対象事業者（※）に採用され、令和２年４月１日現在、学校教育法（昭和２２年法律第２６条）に定めがある大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校を修了又は卒業してから５年間を経過しておらず、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師となる資格をいずれも有しておらず、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を現に行う者
 - （２）平成３１年度に本事業の対象であった者（「確定通知書」の発行を受けた者）であって、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を現に行う者
- （※）「３ 対象事業所」を運営する事業者

5 対象となる奨学金

次の（１）から（３）のいずれかによる返済を要するもの（貸与型）とする。

- （１）独立行政法人日本学生支援機構
- （２）地方公共団体
- （３）学校等（対象者が修了又は卒業）

6 対象経費等【Q&A：46～61】

- （１）対象経費

奨学金返済相当額手当等経費

ただし、対象者の月当たりの奨学金返済手当等経費は、対象者の月当たりの奨学金返済額を上限とする。

- （２）補助基準額

対象者一人当たり月５万円、年６０万円を上限とする。

- （３）補助率

１０／１０

7 補助対象期間【Q&A：40～45】

一人当たり、補助対象期間の開始月から連続する５年間を上限とする。

※補助対象期間の開始月は、次の４要件を全て満たした月とする。

- ①対象者の採用
- ②奨学金返済手当等制度の創設
- ③奨学金返済手当等の支給開始
（賞与や一時金の場合、支給（対象）期間の最初の月が開始）
- ④対象者の奨学金返済開始

※令和２年度は交付基準日（令和３年１月１日）までに上記の要件を全て満たしていることが必要である。

8 補助条件

次の(1)(2)の両方の条件を満たすこと。

- (1) 対象事業所は、対象者の育成計画を作成し、対象者に奨学金返済手当等を支給していること。
※育成計画については、Q&A：62, 63を参照してください。
- (2) 対象者は、以下のアイいずれかの対象資格の取得を目指し、資格別の条件を満たすこと。

ア 介護福祉士資格の取得を計画する場合

介護職員初任者研修未受講者は補助対象期間の開始月から**1年以内**に介護職員初任者研修を、実務者研修未受講者は**3年以内**に実務者研修を修了すること。また、3年以内に介護福祉士資格を取得していない者は、**4年目**に介護福祉士試験を受験すること。試験の合否は問わないが、4年目に不合格であった場合は、5年目にも受験すること。

なお、各期間内に研修を修了しなかった場合、翌月以降は補助対象外となる。また、4年目(4年目に不合格であった場合は5年目も含む。)に受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月以降は補助対象外となる。

◆【特例】平成31年度に初めて対象者となった職員及び令和2年度に初めて対象者として申請する職員については、下記の条件とします。

介護職員初任者研修未受講者は補助対象期間の開始月から**2年以内**に介護職員初任者研修を、実務者研修未受講者は**4年以内**に実務者研修を修了すること。また、4年以内に介護福祉士資格を取得していない者は、**5年目**に介護福祉士試験を受験すること(5年目の試験の合否は問わない。)

なお、各期間内に研修を修了しなかった場合、翌月以降は補助対象外となる。また、5年目に受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月以降は補助対象外となる。

イ 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師資格の取得を計画する場合

- (ア) 原則として、補助対象期間の開始月から**3年以内**に社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師試験を受験すること。2年以内に社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師資格を取得していない者は、**3年目**に社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師試験を受験すること。試験の合否は問わないが、3年目に不合格であった場合は4年目にも受験し、4年目に不合格の場合は5年目にも受験すること。

なお、3年目(3年目に不合格であった場合は4年目、4年目に不合格であった場合は5年目も含む。)に受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月以降は補助対象外となる。

- (イ) 受験資格として2年以上の実務経験及び一般養成施設等に1年以上通う必要がある場合など、最短の受験ルートであっても受験資格を3年以内に満たさず、4年目に満たす場合のみ、補助対象期間の開始月から**4年目**に試験を受験することも可とする。試験の合否は問わないが、4年目に不合格であった場合は、5年目にも受験すること。

なお、4年目(4年目に不合格であった場合は5年目も含む。)に受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月以降は補助対象外となる。

また、補助対象期間の開始月から4年以内に受験資格を持たない者は対象外とする。

※具体的なモデルについては、P.20~22「補助事業モデル」を参照してください。

補助要件等については、毎年度見直しの可能性がありますので、御了承ください。